

社会福祉法人における内部留保の再検討

2022年10月2日

会計理論学会 第37回全国大会

立命館大学 大阪いばらきキャンパス

独立行政法人 国立高等専門学校機構

宇部工業高等専門学校 経営情報学科

准教授 山根 陽一

報告の流れ

I. 概要

II. 内部留保問題とは

III. 予備的考察

IV. 問題の所在①

V. リサーチ・デザイン①

VI. 分析結果①

VII. 問題の所在②

VIII. リサーチ・デザイン②

IX. 分析結果②

X. まとめ

XI. 今後の課題

参考文献一覧、資料

I 概要

- 目的

内部留保問題は制度措置で解決したかを開示情報をもとに検証

- リサーチクエスチョン①

- ・ 社会福祉充実残高（制度化された内部留保金額）は、

Q1. 内部留保を表しているのか？

Q2. 事業内容・規模の相違で発生傾向は異なるのか？

- 本報告での回答

A1. 制度化に至る議論における実在内部留保との相関が強い

A2. 将来費用控除前は事業内容によって発生傾向は異なる

I 概要

- リサーチクエスト②

- ・ 社会福祉充実残高（制度化された内部留保金額）は、

- Q1. なぜ、事業内容の相違で発生傾向が変わらないのか？

- Q2. なぜ、余剰資金がなさそうな法人でも発生しているのか？

- Q3. なぜ、余剰資金がありそうな法人で発生していないのか？

- 本報告での回答

- A1. 偶然と思われる。事業内容で発生理由が全く異なる

- A2. 積立資産が控除対象となっていないため

- A3. 建替費用算定時の自己資金比率が高いため

II 内部留保問題とは

- 内部留保問題（概要）
 - ・ 2011.7.7：特養における内部留保の過多（日経：松山）
 - ・ 2011.12.5：特養で1施設平均3.1億円の内部留保（厚労省）
 - ・ 2012.7.3：大規模施設が多額となる傾向、金額上位で多額の有価証券を保有する施設、不適切な会計処理も散見（財務省）※F/S開示の必要性
 - ・ 2013.9～2014.7：『社会福祉法人の在り方等に関する検討会』（厚労省）
 - ・ 2015.2：『社会福祉法人制度改革について』（厚労省）
 - ・ 2016.3.31：改正社会福祉法 成立・公布
 - ・ 2017.3：3/31に終了する会計年度より、F/S開示、社会福祉充実残額・充実計画の策定

II 内部留保問題とは

- 2011.12.5：特養で1施設平均3.1億円の内部留保（厚労省）
- 2012.7.3：大規模施設が多額となる傾向、金額上位で多額の有価証券を保有する施設、不適切な会計処理も散見（財務省）
※F/S開示の必要性

・ 厚労省（2013）

社会保障審議会

介護給付費分科会

第94回 H25.531

資料7

特別養護老人ホームの内部留保について

1. 内部留保に関するこれまでの主な議論について

平成23年11月22日 行政刷新会議「提言型政策仕分け」提言

- 介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。これに関し、事業者の内部留保のデータやそれが適切な水準であるかどうかについて、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告すること。

平成23年12月5日 介護給付費分科会

- 内部留保については、各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの貸借対照表（平成22年度決算）をもとに集計したところ、特別養護老人ホーム1施設当たり平均約3.1億円であった。

※ 集計施設数 1,087（全国の特別養護老人ホーム 6,126（平成21年10月時点））

※ 内部留保とは、一般的には純資産の部のうち、「その他積立金」「次期繰越活動収支差額」に計上されているものを指す。

平成24年7月3日 財務省予算執行調査結果

- 内部留保については、保有状況に大きなバラツキが見られ、大規模施設の方が入所者1人当たりで比較しても多額の内部留保を保有している状況。
- 内部留保が多額の施設ほど、社福軽減の実施率が低い。
- 内部留保額上位の施設には、多額の有価証券を保有している施設があったほか、会計処理が不適切であると見られる施設も散見された。

◎ 施設の規模による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき。

◎ 施設入所者の要介護度の差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき。

◎ 社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付ける等により、透明性・公平性を高めるべき。

II 内部留保問題とは

- 2013.9～2014.7：社会福祉法人の在り方等に関する検討会（厚労省）
- 2014.6.24：内部留保の明確化、再投資や社会貢献での活用を促す制度的な措置を講じる（規制改革実施計画：閣議決定）

- ・ 厚労省（2014）

- 『社会福祉法人の在り方について』

- ・ 社福の公益性・非営利生の確保
- ・ 国民に対する説明責任、地域社会への貢献
- ・ 評議員会の必置化、理事の親族制限の厳格化
- ・ 剰余金の使途・目的の明確化

（2）当検討会の意見

ア 社会福祉法人の財務諸表等の公表

（財務諸表等の公表の義務化）

- 法人運営の透明性を確保するため、法人の運営状況や財務状況（以下「財務諸表等」という。）については、2014（平成26）年度以降（平成25年度決算分以降）、全ての社会福祉法人において、ホームページで公表すべきである。また、所轄庁においても所管する法人の財務諸表等を全て公表すべきである。社会福祉法人の財務諸表等の公表については、法律上の義務とすることを検討するべきである。

（財務諸表等の様式の統一化）

- 国民に分かりやすく情報提供する観点から、法人によって公表項目に差が出ないように、財務諸表等の公表様式について、統一的に定めるべきである。

（剰余金の使途・目的の明確化）

- 剰余金を具体的な使途もなく積み立てることは、事業の利益を社会福祉事業や地域に還元する非営利法人としての使命が果たされている状態とは言えない。剰余金については、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討するべきである。

II 内部留保問題とは

- 2015.2：『社会福祉法人制度改革について』（厚労省）
- 2016.3.31：改正社会福祉法 成立・公布
- 2017.3：3/31に終了する会計年度より、F/S開示、社会福祉充実財産・充実計画の策定

・ 厚労省（2017）

「社会福祉法人制度改革

について」

説明スライドより

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日
参議院可決：平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したのみに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

II 内部留保問題とは

- 社会福祉充実財産の算定・社会福祉充実計画の策定

- ・ **社会福祉充実残額**

- ・ 保有する財産から事業継続に必要な財産を控除した余剰財産
(=内部留保)

計算式：（資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金）

- －（社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
＋再生産に必要な財産＋必要な運転資金）

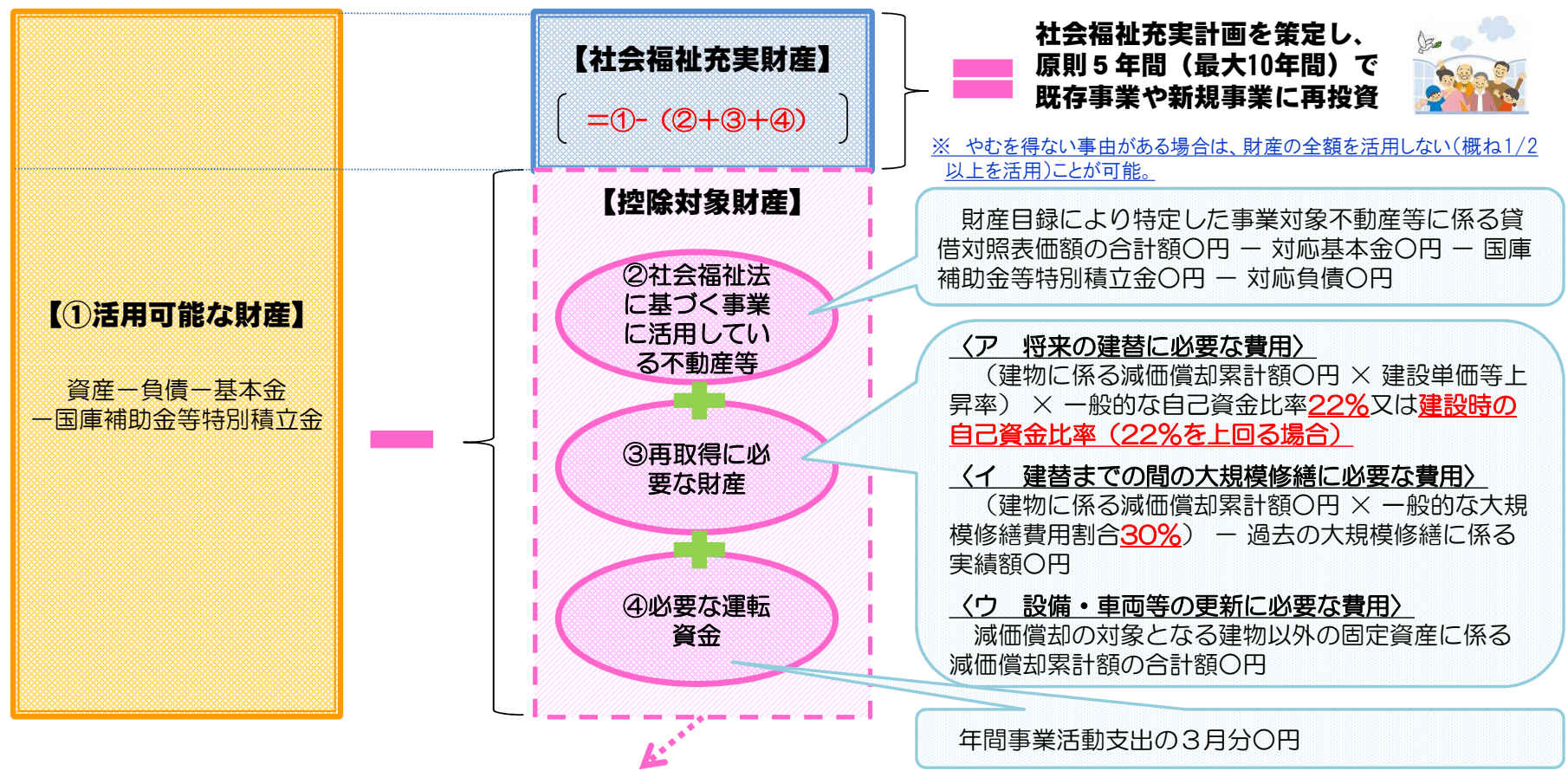
- ・ **社会福祉充実計画**

- ・ 既存事業の充実や新たな事業への再投資といった地域福祉拡充のための活用を義務付け

II 内部留保問題とは 厚労省 (2017)

「社会福祉充実財産」の算定式

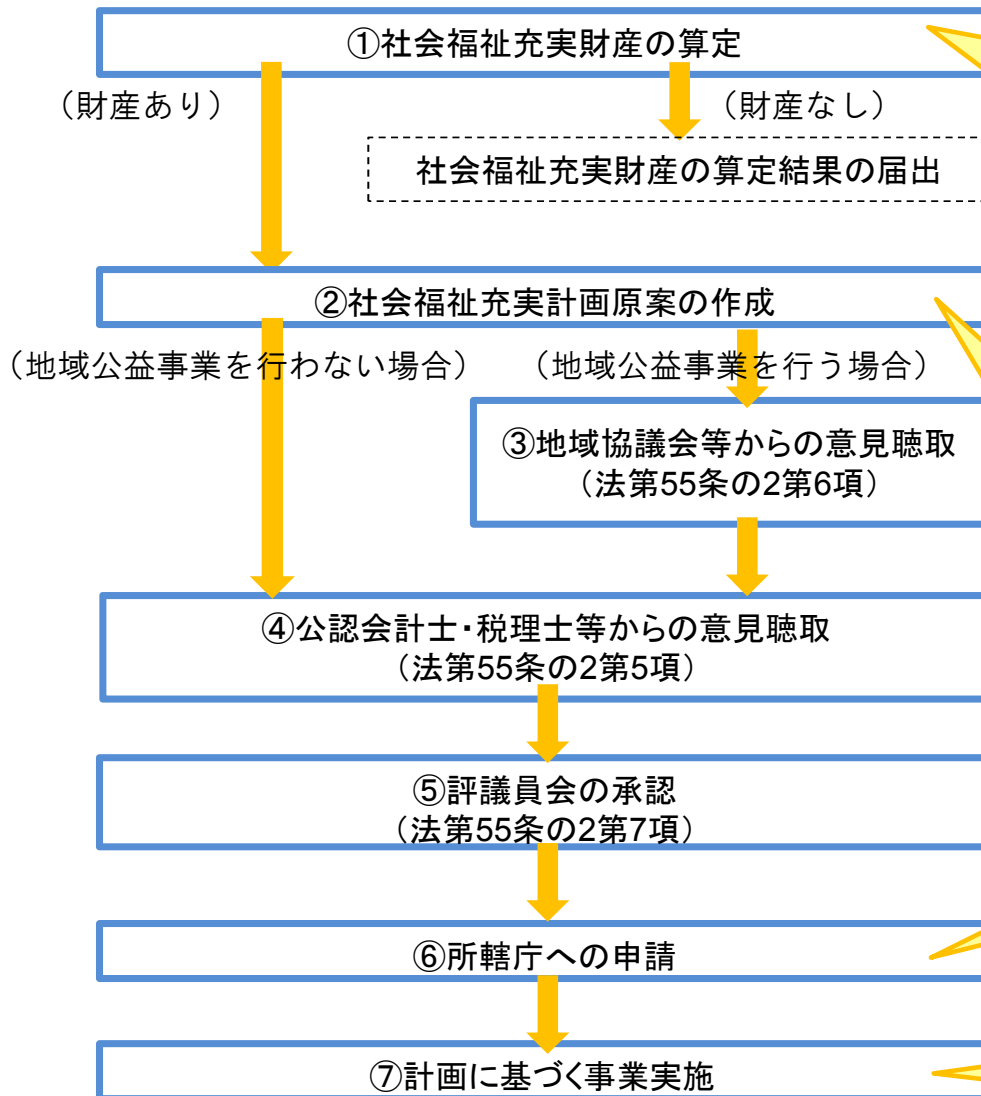
○ 社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。



※ 【計算の特例】 上記にかかわらず、③+④合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、②+10年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。41

II 内部留保問題とは 厚労省 (2017)

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の使途を限定するものではない。

【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の使途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な使途に活用可能。

【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

【ポイント6】

- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

II 内部留保問題とは

- 制度化以降の社会福祉充実財産算定・社会福祉充実計画策定状況
 - ・ 2017年度：充実財産あり2,025法人 (12%) n=17,417法人
法人収益規模別：1億円以下 17%、1～5億円 56%、
5～10億円 18%、10億円超 9%
 - ・ 2018年度：充実財産あり2,192法人 (11.2%) n=20,838法人
 - ・ 2019年度：充実財産あり2,127法人 (10.2%) n=20,912法人
 - ・ 2020年度：充実財産あり2,001法人 (9.5%) n=20,972法人
充実財産総額：4,132億円

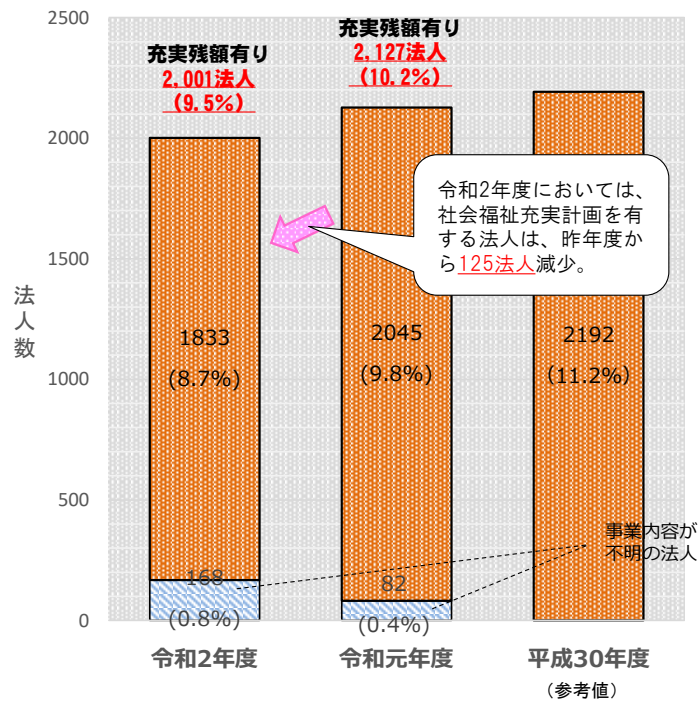
II 内部留保問題とは 厚労省 (2021)

令和2年度における社会福祉充実財産の状況について

- 令和2年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査(※)した。
 - ・ 社会福祉充実計画を有する法人は、**2,001法人(社会福祉法人総数の9.5%)**で前年度より**減少**。
 - ・ 社会福祉充実計画を有する法人のうち、事業内容が明らかな法人の社会福祉充実財産の総額は**4,132億円**で、前年度より**414億円の減**。

※ 回収率は91.6%。新型コロナウイルス感染症の影響による法人職員の出勤抑制等で昨年度調査より回収率は微減。なお、回収率の計算式は次の通り。
 (令和3年3月時点有効回答1,833法人) / (社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した2,019法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた18法人を除いた2,001法人) = 91.6%

1. 社会福祉充実計画の有無



※ ()内は福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数を分母とした割合で、各年度以下のとおり。
 令和2年度→令和2年3月末時点で20,972法人
 令和元年度→平成31年3月末時点で20,912法人
 ※ 平成30年度については、福祉行政報告例に基づく20,838法人を対象に調査を行い、回答のあった19,652法人を分母としている。

2. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

令和2年度 N = 1,833法人 令和元年度 N = 2,045法人 平成30年度 N = 2,192法人

事業内容	事業費			事業数		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
合計	4,132億円 (100.0%)	4,546億円 (100.0%)	4,939億円 (100.0%)	4,186事業 (100.0%)	4,604事業 (100.0%)	4,918事業 (100.0%)
サービス向上のための 既存施設の改築・設備整備	1,889億円 (45.7%)	1,946億円 (42.8%)	2,528億円 (51.2%)	1,677事業 (40.1%)	2,002事業 (43.5%)	1,977事業 (40.2%)
新規事業の実施	661億円 (16.0%)	835億円 (18.4%)	815億円 (16.5%)	502事業 (12.0%)	540事業 (11.7%)	650事業 (13.2%)
職員給与、一時金の増額	180億円 (4.4%)	308億円 (6.8%)	244億円 (4.9%)	538事業 (12.9%)	546事業 (11.9%)	589事業 (12.0%)
サービス向上のための 新たな人材の雇入れ	133億円 (3.2%)	158億円 (3.5%)	217億円 (4.4%)	371事業 (8.9%)	336事業 (7.3%)	379事業 (7.7%)
既存事業のサービス内容 の充実	100億円 (2.4%)	120億円 (2.6%)	135億円 (2.7%)	348事業 (8.3%)	320事業 (7.0%)	324事業 (6.6%)
既存事業の定員、利用者 の拡充	51億円 (1.2%)	61億円 (1.3%)	72億円 (1.5%)	61事業 (1.5%)	71事業 (1.5%)	82事業 (1.7%)
職員の福利厚生	35億円 (0.9%)	48億円 (1.1%)	67億円 (1.4%)	118事業 (2.8%)	338事業 (7.3%)	435事業 (8.8%)
研修の充実	16億円 (0.4%)	38億円 (0.8%)	49億円 (1.0%)	310事業 (7.4%)	127事業 (2.8%)	138事業 (2.8%)
上記以外の事業	189億円 (4.6%)	248億円 (5.4%)	94億円 (1.9%)	261事業 (6.2%)	324事業 (7.0%)	344事業 (7.0%)
充実計画期間内に使途の 定めがないもの等	874億円 (21.2%)	803億円 (17.7%)	718億円 (14.5%)	-	-	-

※ 事業費については、充実財産使用計画額のみを計上。(補助金や充実財産以外からの使用分は計上していない。)

II 内部留保問題とは

- 社会福祉充実財産の算定

多くの社会福祉法人で内部留保が確認されなかった

- 社会福祉充実計画の策定

発生しても5年以内に計画的に使用

制度措置により問題が解決された印象

III 予備的考察

①社会福祉充実財産（内部留保）の発生状況を調査

対象：大阪府の社会福祉法人（1,152法人）

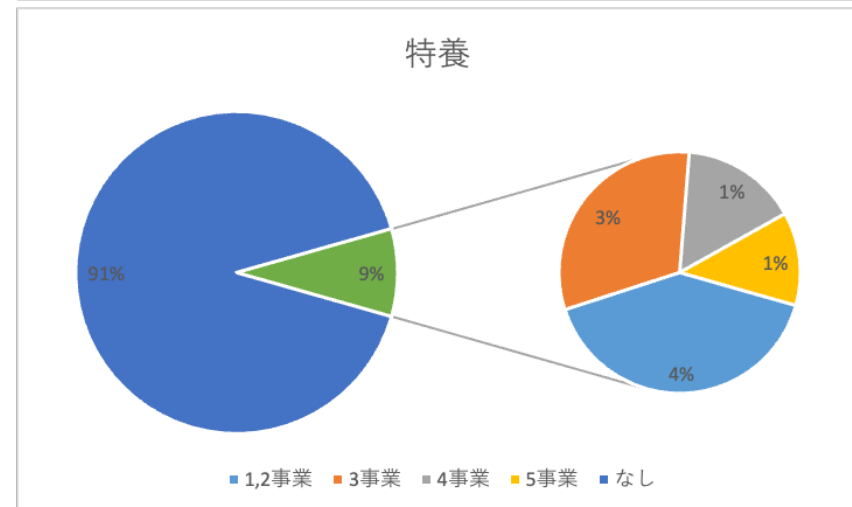
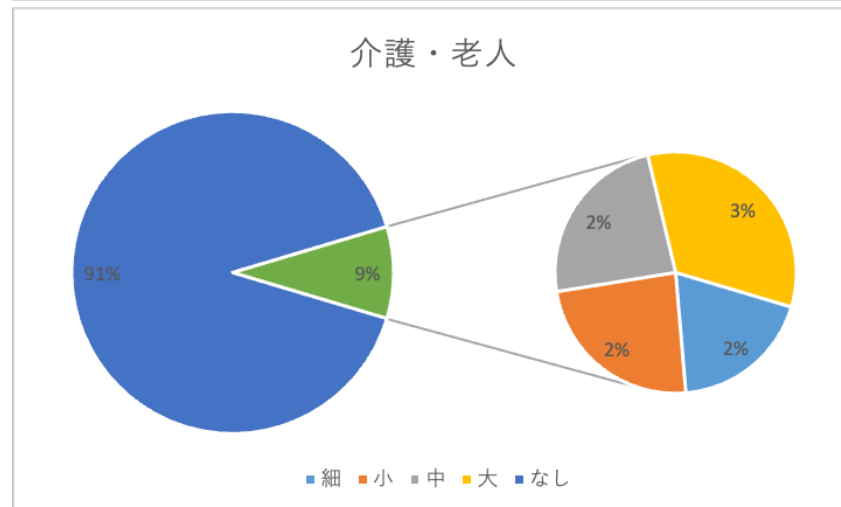
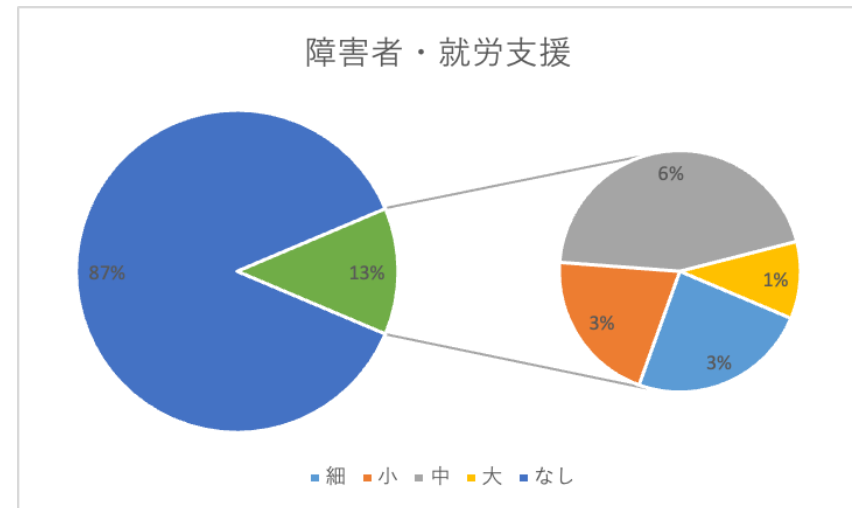
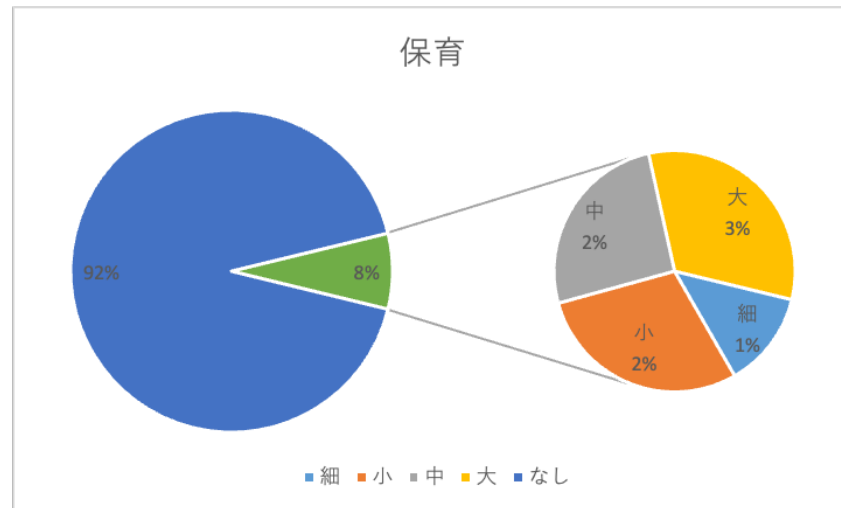
方法：現況報告書

「12.社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況」

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円) > 0でカウント

事業区分：山根(2022)を使用

III 予備的考察



→ 事業別・規模別に偏りが無い

III 予備的考察

②内部留保問題で算定された内部留保額と

社会福祉充実残額との関係を調査

内部留保問題で算定された2つの内部留保

・ 発生源内部留保 (H) =

次期繰越活動収支差額 + その他の積立金

・ 実在内部留保 (J) =

「現預金・現預金相当額」 - (流動負債 + 退職給与引当金)

III 予備的考察

制度化された社会福祉充実残額の算定式

・ 社会福祉充実財産 (C) =

活用可能な財産 (A) - 控除対象財産 (B)

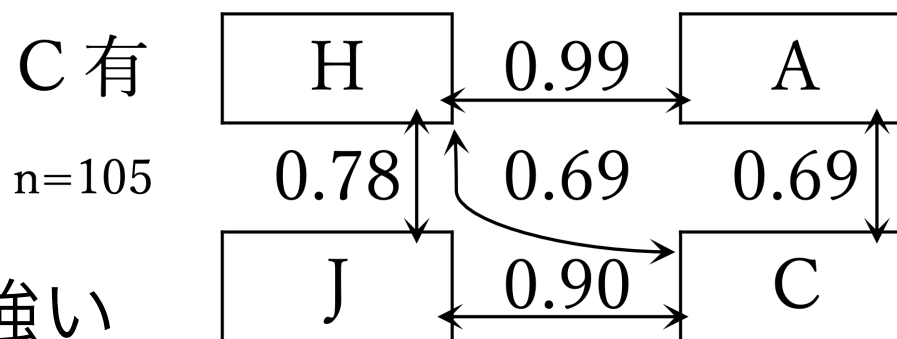
(A) = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

(B) = 事業に活用している不動産等

- 再取得に必要な財産 - 必要な運転資金

III 予備的考察

J C	現預金・現預金相当額	流動負債・退職給与引当金	H A
		設備資金借入金	
		基本金	
	固定資産	国庫補助金等特別積立金	
		その他の積立金	
		次期繰越活動収支差額	



→ 実在内部留保と相関が強い

III 問題の所在①

先行研究（次ページ以降）では、

事業別・規模別で内部留保は異なる

→ 制度化以降、偏りがなくなった？

→ **大阪府(2019)を対象に内部留保を計算**

Ⅲ 問題の所在①

- 黒木 (2014)
 - ・ 目的：内部留保を規模別・事業領域別に分析
 - ・ 対象法人：大阪府530法人（842法人の原本から使用可能なものを抽出）
 - ・ 対象年度：2010年度
 - ・ 算出指標：基本財産・実在内部留保・発生源内部留保 ÷ 事業活動支出
 - ・ 分類方法：介護・老人・児童・保育・就労支援・障害者・生活保護・複数事業
総資産を十分位
 - ・ 分析結果
 - ・ 実在内部留保は2～3ヶ月
 - ・ 法人規模が大きいほど巨額、小規模法人との差が顕著
 - ・ 事業領域によって大きく異なる（介護が大きく、児童・保育が小さい）

III 問題の所在①

- 国見 (2018)
 - ・ 目的：同業企業より多いのか、規模に比例して大きくなるのか、分野に差があるのか
 - ・ 対象法人：川崎市48法人
 - ・ 対象年度：2015～2017年度
 - ・ 算出指標：発生源内部留保÷総資産、現預金比率
 - ・ 分類方法：大規模法人6、高齢者専業18、障害者専業13、児童専業11
 - ・ 分析結果
 - ・ 企業に比べて高い（医療福祉企業）
 - ・ 大規模法人が高い傾向
 - ・ 障害者専業が高い傾向

Ⅲ 問題の所在①

- 指摘される社会福祉充実財産の問題点
 - ・ 運営内容の違いに関わらず一律に適用
 - ・ 大規模施設を所有する場合は、多くの控除対象財産を控除できるため、小規模施設を運営する障害者施設や保育園などは、内部留保が潤沢でなくても余剰があると判定されやすい（国見2021）
 - ・ 債務返済に充当される内部留保の算定では、減価償却費 > 返済の場合、差額が逆に内部留保に加算される（貨幣資本の実態のない内部留保）（千葉2019）
 - ・ 5つの特例措置によって、充実残額を小さく評価する傾向がある（千葉2019）

Vリサーチ・デザイン①

- 分析対象

- ・ 大阪府の社会福祉法人 1,152法人

1,198法人（2019年度）のうち、資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表が入手できた1,174法人から、事業区分別の収入情報が得られなかった22法人を除外した。

- ・ 会計期間：2019年4月1日～2020年3月31日

- ・ データ入手先：WAM NET

（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）

Vリサーチ・デザイン①

● 指標の設定

4つの算出金額に、 $\frac{\text{事業活動支出} \times 12}{\text{算出金額}}$

算出金額が事業支出の何ヶ月分なのかを示す指標

① 発生源内部留保 (H)

= 次期繰越活動収支差額 + その他の積立金 by厚労省 (2012)

→ いわゆる利益剰余金

② 実在内部留保 (J)

= 現預金・現預金相当額 - (流動負債 + 退職給付引当金) by厚労省 (2012)

→ 使用可能な資金

③ 活用可能な財産 (A)

= 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助等特別積立金 by厚労省 (2017)

→ 計算上、発生源と同じ

④ 社会福祉充実財産 (Z)

= 純資産 + 設備資金借入金 - 固定資産 - 一年間事業活動支出の3ヶ月分 by千葉 (2019) → 余剰資金

注) 再取得に必要な財産は控除していない → 実際よりかなり大きい

Vリサーチ・デザイン①

- ・ 千葉 (2019) 社会福祉充実残額 = ④活用可能な財産
 - ④①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
 - ④②再取得に必要な財産
 - ④③必要な運転資金
- = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金
 - (固定資産 - 対応負債 - 対応基本金 - 対応国庫補助金等特別積立金)
 - ④②再取得に必要な財産
 - 年間事業活動支出の3ヶ月分
- ・ 厚労省 (2012) = 純資産 + 対応負債 - 固定資産 - 年間事業活動支出の3ヶ月分
 - ④②再取得に必要な財産

4. 内部留保の定義について

- 内部留保とは、一般的には「過去の利益の蓄積額」であるとされているが、特養の経営主体である社会福祉法人は、非営利法人であることから配当(利益処分)が認められておらず、「過去の利益の蓄積額」は赤字経営をしない限り増加する特性がある。「過去の利益の蓄積額」は、事業活動に再投資されたとしても減少しない。

(参考)平成23年12月公表の内部留保額 = 次期繰越活動収支差額 + その他積立金

- 今回の調査研究では、こうした特性に留意し、「今現在実際に存在している内部留保の額」を把握することとし、以下のとおり2種類の内部留保を定義することとした。

発生源 内部留保

- 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」
= 次期繰越活動収支差額 + その他の積立金 + 4号基本金(※)

(※)繰越活動収支差額を基本財産に組み入れたもの。

実在 内部留保

- 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見込まれている額(減価償却により、蓄積した内部資金も含む。)
= 「現預金・現預金相当額」 - (流動負債 + 退職給与引当金)

Vリサーチ・デザイン①

- 事業内容 ※山根（2022）を使用

区分1 保育事業

区分2 障害者福祉サービス・就労支援事業

区分3 介護保険・老人福祉事業

区分4 その他

区分5 3事業

区分6 4事業

区分7 5事業

- 規模：四分位（収益規模）

区分1 → 区分11～14

区分2 → 区分21～24

区分3 → 区分31～34

Vリサーチ・デザイン①

- 分析の流れ

- (1) 記述統計の確認

金額ベースと支出月換算ベースを箱ヒゲ図から
+ 各内部留保と社会福祉充実財産の相関

- (2) 帰無仮説の設定

事業領域の相違と内部留保には差はない
展開する事業数の相違と内部留保には差はない
同一事業内の事業規模の相違と内部留保には差はない

- (3) 統計検定の実施

分散分析（事業領域別、複数事業別、同事業内規模別）

VI分析結果①

(1) 記述統計

詳細は、資料最後に記載しております

「【資料】記述統計・箱ひげ図」

をご参照ください。

VI分析結果①

(1) 記述統計

- * 事業領域別（金額）：区分1 ≒ 区分2 < 区分3
- * 事業領域別（支出月換算）：区分1 < 区分2 ≒ 区分3
- * 3事業以上（金額）：区分5 < 区分6 < 区分7
- * 3事業以上（支出月換算）：区分5 = 区分6 = 区分7
- * 規模別（金額）：区分X1 < 区分X2 < 区分X3 < 区分X4
- * 規模別（支出月換算）：事業領域によって区々
- * 保 育：（金額）充実財産の傾向が逆
- * 保 育：（支出月換算）実在内部留保と充実財産で傾向が逆
- * 障害・就労：金額と支出月換算で傾向が逆
- * 介護・老人：第3四分位が低い傾向

VI分析結果①

相関係数

	発生源内部留保 (H) (金額)	実在内部留保 (J) (金額)	活用可能な財産 (A) (金額)	社会福祉充実残額 (Z) (金額)
発生源内部留保 (H) (金額)	1	-	-	-
実在内部留保 (J) (金額)	0.584	1	-	-
活用可能な財産 (A) (金額)	0.985	0.589	1	-
社会福祉充実残額 (Z) (金額)	0.365	0.898	0.372	1

	発生源内部留保 (H) (支出月換算)	実在内部留保 (J) (支出月換算)	活用可能な財産 (A) (支出月換算)	社会福祉充実残額 (Z) (支出月換算)
発生源内部留保 (H) (支出月換算)	1	-	-	-
実在内部留保 (J) (支出月換算)	0.619	1	-	-
活用可能な財産 (A) (支出月換算)	0.965	0.599	1	-
社会福祉充実残額 (Z) (支出月換算)	0.644	0.907	0.622	1

分散分析結果

事業領域別
区分1~3

3事業以上
区分5~7

保育
区分11~14

障害・就労
区分21~24

介護・老人
区分31~34

発生源内部留保(H) (金額)	4.329 **	12.033 ***	52.951 ***	51.305 ***	29.291 ***
实在内部留保(J) (金額)	29.251 ***	1.055	0.412	3.615 **	7.826 ***
活用可能な財産(A) (金額)	5.783 ***	13.109 ***	53.139 ***	52.477 ***	29.898 ***
社会福祉充実財産(Z) (金額)	23.852 ***	0.845	15.126 ***	1.261	2.447 *
発生源内部留保(H) (支出月換算)	4.555 **	1.067	5.633 ***	0.950	2.650 *
实在内部留保(J) (支出月換算)	23.977 ***	1.379	0.738	3.397 **	1.140
活用可能な財産(A) (支出月換算)	2.362 *	1.060	5.749 ***	0.993	4.546 ***
社会福祉充実財産(Z) (支出月換算)	29.429 ***	1.482	0.966	2.239 *	1.125

* : p<0.1、 ** : p<0.05、 *** : p<0.01

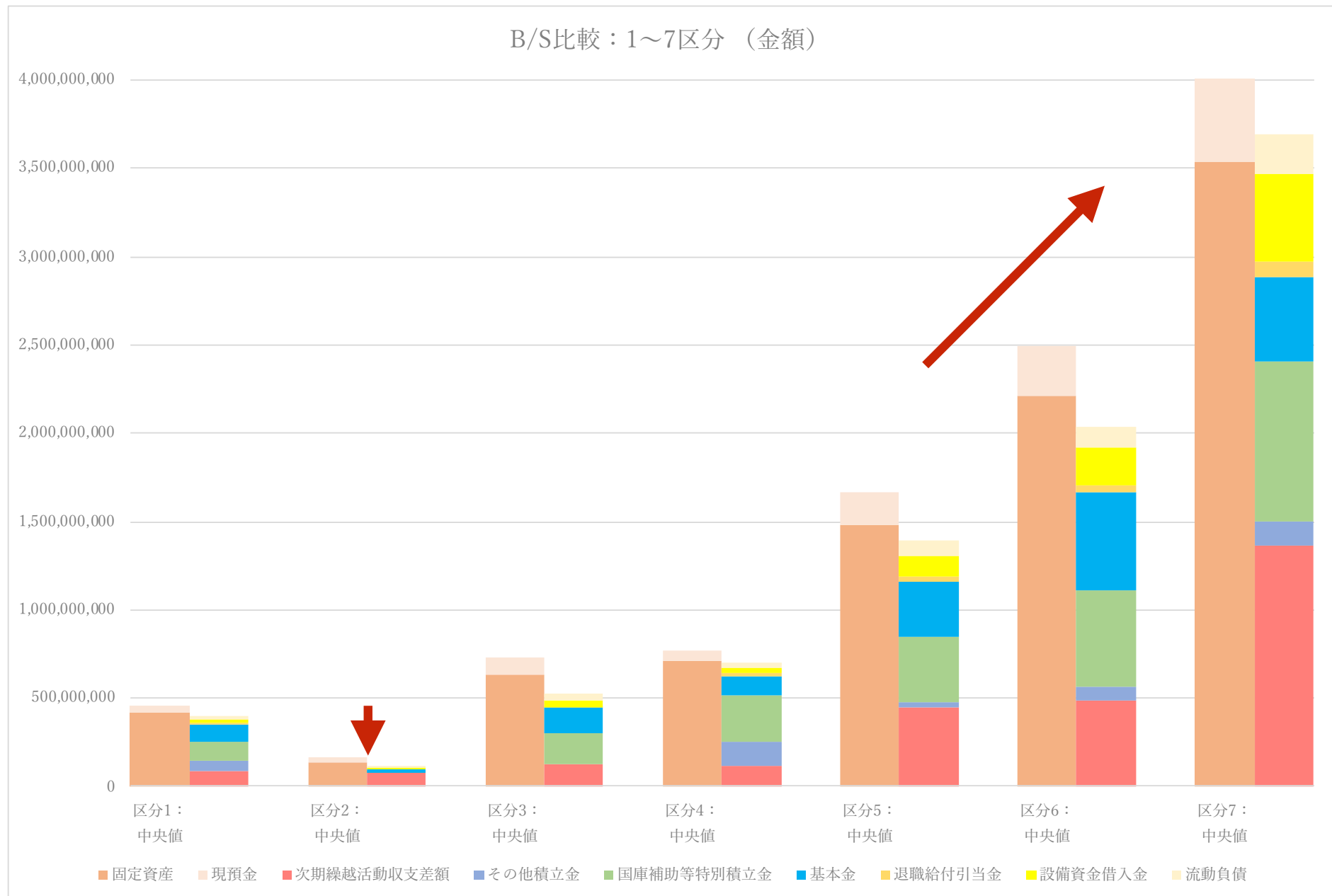
VI分析結果①

(3) 分散分析結果

- * 事業領域別（金額）：有意差あり。介護・老人が大
- * 事業領域別（支出月換算）：有意差あり。保育が小
- * 3事業以上（金額）：有意差あり。事業領域数に応じて大
- * 3事業以上（支出月換算）：差なし
- * 規模別（金額）：有意差あり。規模に応じて大
- * 規模別（支出月換算）：事業領域によって区々
- * 保 育（金額）：実在以外、有意差あり。充実財産の傾向が逆
- * 保 育（支出月換算）：実在と充実財産は有意差なし
- * 障害・就労：有意差が出ない傾向。金額と支出月換算で傾向が逆
- * 介護・老人：支出月換算では有意差が出ない傾向。第3四分位が低下傾向

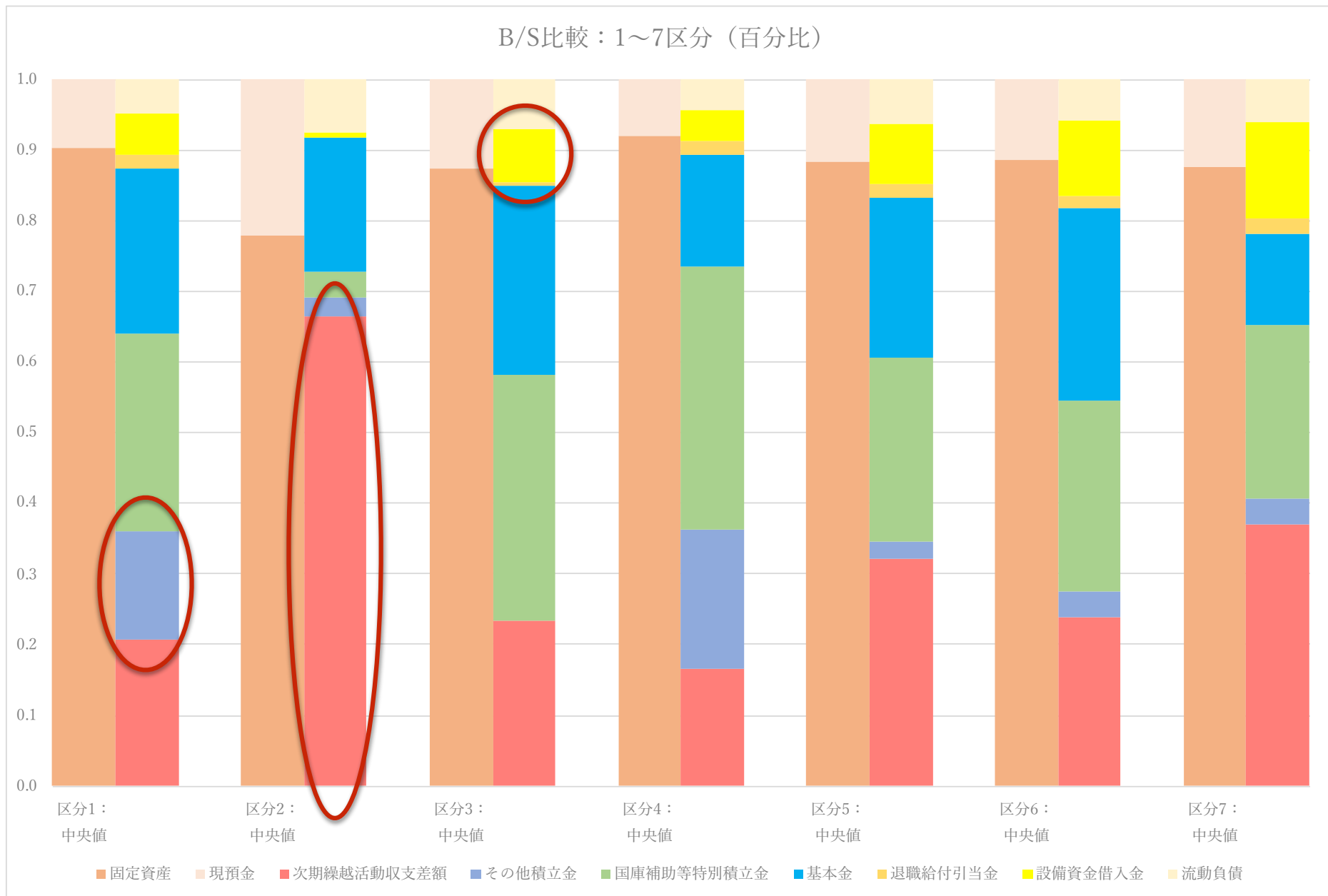
VI分析結果① + α

中央値で見える特徴



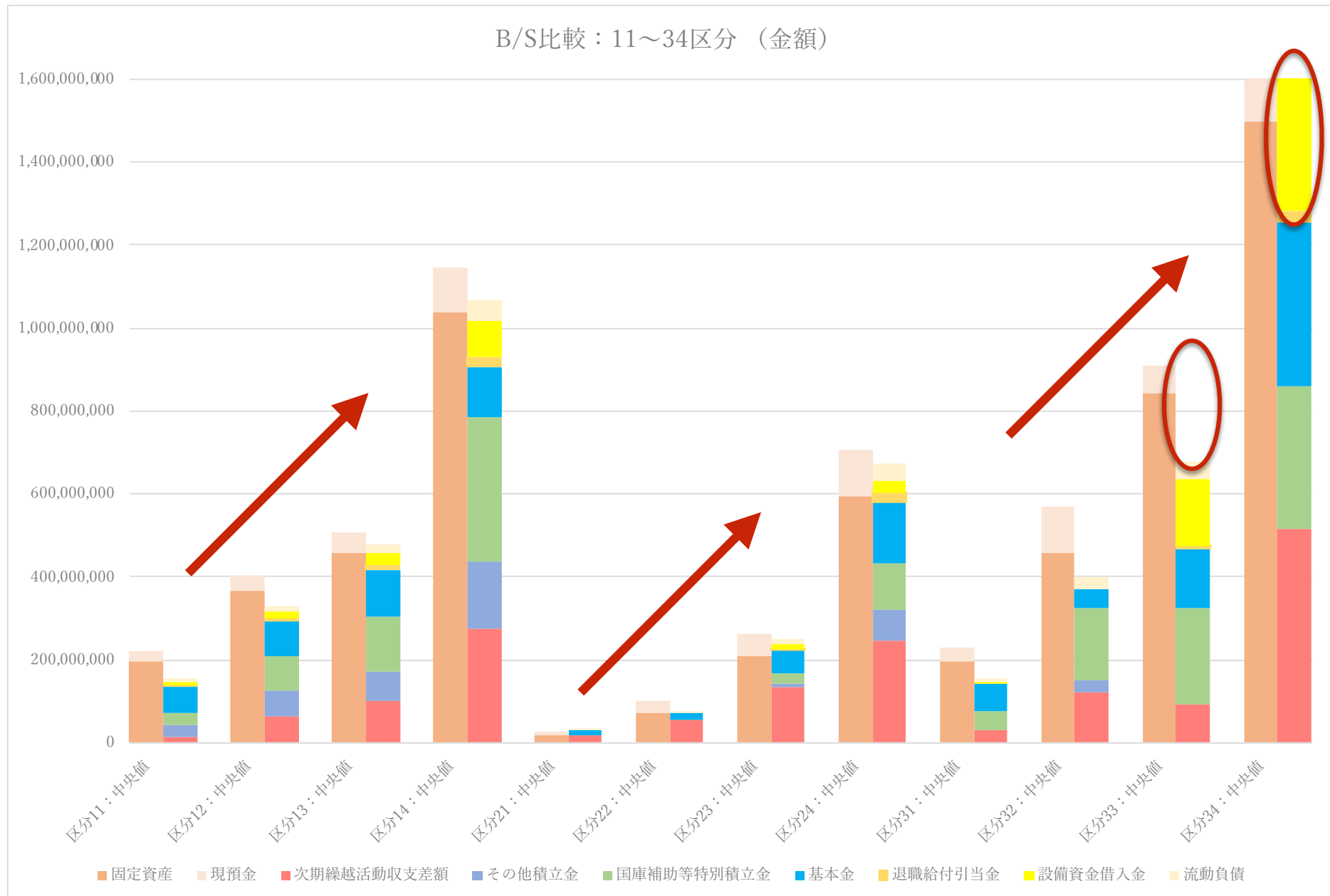
VI分析結果① + α

中央値で見える特徴



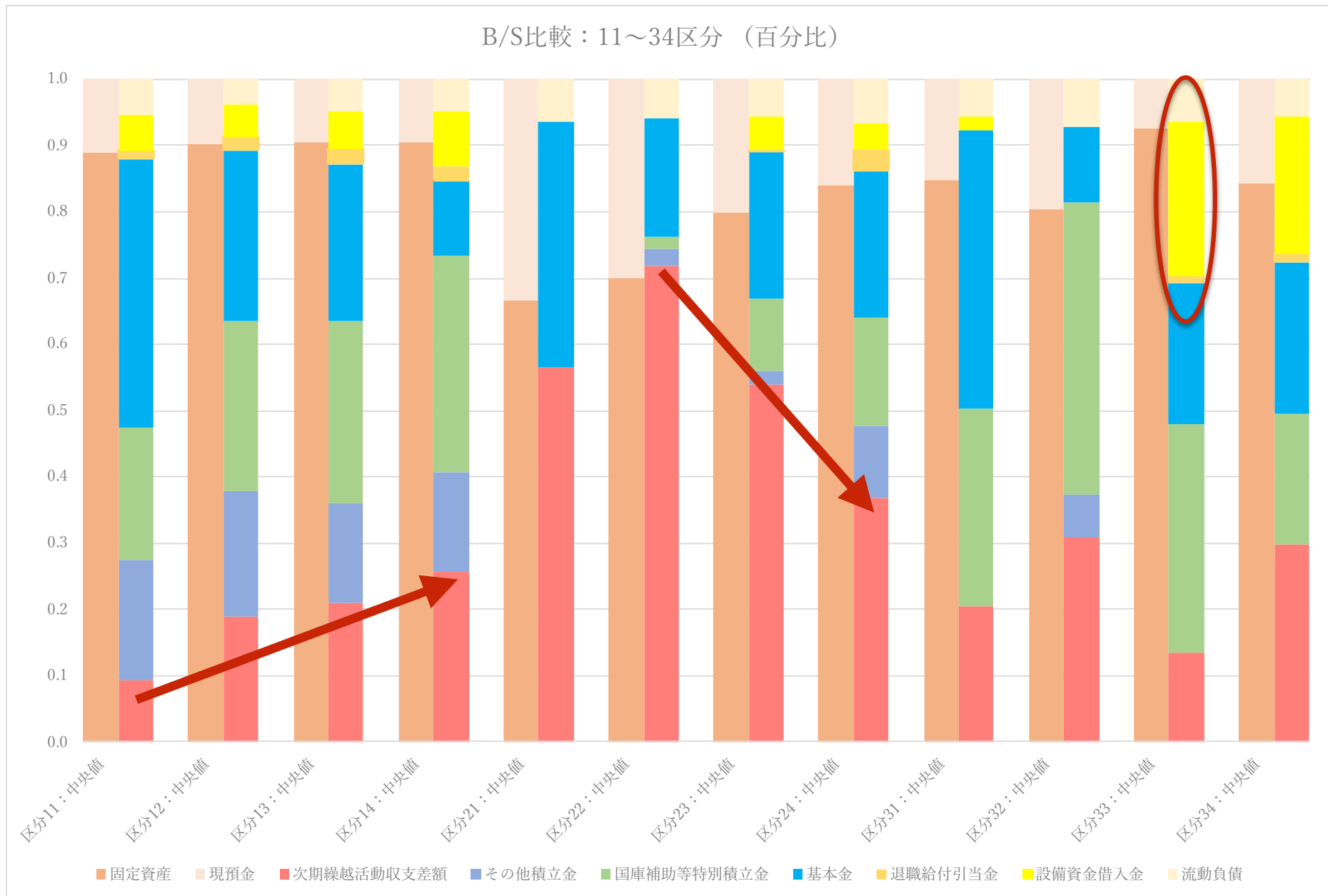
VI分析結果① + α

中央値で見える特徴



VI分析結果① + α

中央値で見える特徴



VII問題の所在②

- 制度化された社会福祉充実財産(C)は
内部留保問題で対象となった内部留保額(H,J)と異なる
 - ・ 事業内容・規模別における発生が平準化されている
 - ・ 社会福祉充実財産(C)あり105法人のうち、半数が社会福祉充実残額(Z)がマイナスとなっている
 - ・ 社会福祉充実財産(C)なし1,047法人のうち、社会福祉充実残額(Z)が大幅プラスとなっている法人が散見される
- (Z)に未反映の「再取得に必要な財産」を検証

VIIIリサーチ・デザイン②

- 分析対象

- ・ 社会福祉充実財産(C)あり105法人のうち、
社会福祉充実残額(Z) < 0 の45法人の中から、
(流動資産-流動負債-運転資金6ヶ月) < 0 の38法人

→ 余剰資金はないが社会福祉充実財産(C)がある

内訳：区分1：27、区分2：4、区分3：2(0)

区分4：1、区分5～7：4(2)

() 内は特別養護老人ホームを運営している法人数

VIIIリサーチ・デザイン②

- ・ 社会福祉充実財産(C)なし1,047法人のうち、
(流動資産-流動負債-運転資金1年) > 0 の29法人の中から、

実在内部留保(J) > 運転資金1年 の13法人

→ 余剰資金はあるが社会福祉充実財産(C)がない

内訳：区分1：0、区分2：3、区分3：7(3)

区分4：0、区分5～7：3(2)

() 内は特別養護老人ホームを運営している法人数

VIII リサーチ・デザイン②

- 分析内容

開示情報を使用して、

社会福祉充実残額算定シートを入力し、

社会福祉充実残額を算定することで、

「再取得に必要な財産」を中心に、

発生の有無の計算過程を検証する。

IX分析結果②

- 余剰資金はないが社会福祉充実財産(C)あり (38法人)

開示情報をもとに2法人を入力 → (C)の金額一致

原因：積立資産が控除対象とならないため

38法人すべてが多額の積立金を計上

土地	280,289,207	280,289,207	0	純資産の部	
建物	8,520,191	9,798,209	-1,278,018	基本金	232,560,026
構築物	29,804,842	32,268,240	-2,463,398	国庫補助金等特別積立金	201,765,077
車輛運搬具	7,393,518	3,780,244	3,613,274	その他の積立金	336,700,000
器具及び備品	26,825,390	33,413,919	-6,588,529	その他の積立金	
建設仮勘定	561,600		561,600	人件費積立金	20,000,000
有形リース資産	2,551,000	715,000	1,836,000	施設整備等積立金	47,000,000
権利	103,540	103,540	0	保育所施設・設備整備積立金	269,700,000
ソフトウェア	1,075,932	1,616,364	-540,432	次期繰越活動増減差額	1,014,060,082
退職給付引当資産	11,942,920	11,268,680	674,240	(うち当期活動増減差額)	27,470,352
その他の積立資産		266,700,000	-266,700,000		
人件費積立資産	20,000,000		20,000,000		
施設整備等積立資産	47,000,000		47,000,000		
保育所施設・設備整備積立資産	269,700,000		269,700,000		
差入保証金	3,981,000	3,981,000	0		
長期前払費用	997,014	1,061,709	-64,695		
その他の固定資産	38,530	32,970	5,560	純資産の部合計	1,785,085,185
資産の部合計	1,873,769,000	1,864,552,693	9,216,307	負債及び純資産の部合計	1,873,769,000

IX分析結果②

- 余剰資金はあるが社会福祉充実財産(C)なし（13法人）

- ◆ パターン1（8法人）

建設時の自己資金比率を高いと

再取得に必要な財産が増え、

社会福祉充実残額がマイナスになる

* 内訳：区分3：5(2)、区分5～7：3(2)

IX分析結果②

- ◆ パターン2 (3法人)

すべての資産を現在の価格で建替える計算

(再取得に必要な財産を最大額にする) や

その他考え得るあらゆる仮定を置いても

社会福祉充実残額がマイナスにならない

* 内訳：区分2：3

→ 入力ミスと思われる

IX分析結果②

- ◆ パターン3 (1法人)

再取得に必要な財産を最大額にして、

基本金の大部分が3号基本金と仮定すると

社会福祉充実残額がマイナスになる

* 内訳：区分3：1(1)

→ 入力ミスと思われる

(貸借不一致のB/Sが1,152 法人中8法人にある頻度で

計算書類に不備があるため、あり得る数と考えられる)

IX分析結果②

- ◆ パターン4 (1法人)

考え得るあらゆる仮定を置いても

社会福祉充実残額がマイナスになる

* 内訳：区分3：1(0)

特徴：建物がゼロに近い

次期繰越活動増減差額がマイナス

運転資金1年以上の現預金あり

別途、有価証券も保有

IX分析結果②+α

計算構造上考え得る発生傾向

- 千葉（2018）で指摘される発生傾向

(1) 減価償却の留保資金が社会福祉充実残額に混入することによる発生傾向

- ① 老朽施設を多く有している場合、社会福祉充実残額は発生する傾向
- ② 施設整備まもない財産がある場合、社会福祉充実残額は発生しにくい傾向
- ③ 施設整備借入金の返済が終わった財産を有する場合、社会福祉充実残額は発生する傾向
- ④ 施設整備借入金償還金支出より正味減価償却費（減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額）が大きい場合、社会福祉充実残額は発生する傾向

IX分析結果②+α

計算構造上考え得る発生傾向

(2) 再取得に必要な財産のベースが過小になることによる発生傾向

- ⑤ 賃借物件がある場合、社会福祉充実残額が発生する傾向
- ⑥ 低額譲渡や無償譲渡がある場合、社会福祉充実残額が発生する傾向
- ⑦ 指定管理等にかかる事業の財産がある場合、社会福祉充実残額が発生する傾向
- ⑧ 施設整備に際して整備単価を極めて低廉に抑えた場合、社会福祉充実残額が発生する傾向
- ⑨ 他の法人から事業の移譲を受け、受領した資産価値が低廉だった場合、社会福祉充実残額が発生する傾向

IX分析結果②+α

計算構造上考え得る発生傾向

(3) 計算特例による発生傾向

- ⑩ 主として施設の経営を目的としない法人等の計算特例等の各種特例計算を適用した場合、社会福祉充実残額は発生しにくくなる傾向

(4) その他

- ⑪ 事業用不動産等に対して設備資金借入金の割合が少ない場合、社会福祉充実残額は発生する傾向

→ ①～⑪は、影響が大きいものから機微なものまで状況次第

→ **少なくとも今回の分析対象には大きな影響はなかった**

X まとめ

1.内部留保の発生状況は事業内容によって異なる

(先行研究と同様の結果)

2.社会充実充実財産(C)の集約情報では偏りが無いが、

発生理由（背景）が事業内容によって異なる

3.余剰資金がないのに社会福祉充実財産(C)が発生するのは、

積立金が内部留保に含まれるため（主に保育事業）

4.余剰資金があるのに社会充実充実財産(C)が発生しないのは、

建替費用算定時に自己負担率が高いため（主に介護・老人事業）

5.算定ミスが一定数存在すると思われる

XI 今後の課題 (新たなリサーチクエスチョン)

- 情報開示のみで目的を果たしたとみなし、
開示情報を検証していないのではないか
 - 開示情報の誤りは開示制度の根本を揺るがす、
大きな問題ではないか
- すべての法人を対象に詳細に検証する必要
- 会計情報に誤りのある法人の把握と傾向の解明

参考文献

【書籍】

- ・ 國見真理子（2021）『社会福祉法人の課題解決と未来の展望』同文館、2021年9月
- ・ 黒木淳（2018）『非営利組織会計の実証分析』中央経済社、2018年3月
- ・ 千葉正展（2018）『社会福祉充実残額と法人経営 ―社会福祉充実残額の理解と充実計画策定のポイント―』全国社会福祉協議会、2018年5月
- ・ 松原由美（2015）『介護事業と非営利組織の経営のあり方 ―利益と内部留保のあり方を中心に―』医療文化社、2015年11月

【論文】

- ・ 國見真理子（2018）「社会福祉法人の内部留保について」『三田商学研究』第61巻1号、2018年4月
- ・ 黒木淳（2014）「社会福祉法人における内部留保の実態分析 ―法人の規模と事業領域の観点から―」『経営研究』第65巻第3号、大阪市立大学経営学会、2014年11月
- ・ 黒木淳（2015）「社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性」『社会関連会計研究』第27号、日本社会関連学会、2015年10月
- ・ 小林寛（2015）「社会福祉法人制度改革と介護保険施設経営」『商大ビジネスレビュー』第5巻第3号、兵庫県立大学大学院経営研究科、2015年9月
- ・ 千葉正展（2019）「社会福祉充実残額の発生傾向に関する研究」『現代福祉研究』第19号、法政大学現代福祉学部、2019年3月
- ・ 山根陽一（2022）「社会福祉法人の事業形態別特性に関する予備的考察」『宇部高等専門学校研究報告』第68号、2022年4月

【資料等】

- ・ 厚労省（2013）社会保障審議会 介護給付費分科会 第94回 資料7、2013年5月31日
- ・ 厚労省（2014）『社会福祉法人制度の在り方について』社会福祉法人の在り方等に関する検討会、2014年7月4日
- ・ 厚労省（2015）『社会保障審議会社会福祉部会報告書 ～社会福祉法人制度改革について～』社会保障審議会福祉部会、2015年2月12日
- ・ 厚労省（2017）「社会福祉法人制度改革について」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000155170.pdf>（2022年8月12日アクセス）
- ・ 厚労省（2021）「令和2年度における社会福祉充実財産の状況について」<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/374129/%E9%9B%86%E8%A8%88%E7%B5%90%E6%9E%9C.pdf>（2022年8月12日アクセス）
- ・ 松山幸弘（2011）日本経済新聞「経済教室」2011年7月7日

発生源内部留保 (H) (金額)					
区分	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
1	409	261,845,610	390,312,036	-146,491,928	4,907,798,106
2	228	190,865,970	277,324,941	-157,983,640	1,987,029,683
3	228	297,314,595	495,602,593	-435,454,014	2,667,525,249
合計	865	252,485,576	397,810,024	-435,454,014	4,907,798,106
5	143	1,083,600,110	1,504,300,150	-336,673,321	8,775,394,971
6	89	1,195,175,081	1,535,474,996	-292,777,874	10,301,607,280
7	43	2,542,238,149	2,676,019,693	-32,200,186	11,296,312,037
合計	275	1,347,787,776	1,815,362,489	-336,673,321	11,296,312,037
11	103	73,665,680	76,411,285	-72,163,788	406,194,249
12	102	154,972,517	106,933,596	-57,949,621	533,080,005
13	102	209,764,322	149,938,032	-146,491,928	649,037,568
14	102	610,824,824	634,204,367	-2,596,830	4,907,798,106
21	57	23,598,640	38,782,869	-157,983,640	140,020,935
22	57	72,716,781	52,703,804	-20,312,296	237,794,601
23	57	188,531,020	155,547,007	1,610,556	647,946,370
24	57	478,617,439	395,358,606	14,647,204	1,987,029,683
31	57	59,403,724	105,974,188	-103,557,420	455,621,690
32	57	191,348,838	272,245,330	-141,740,143	1,897,767,485
33	57	196,616,497	308,886,904	-319,638,077	1,247,371,939
34	57	741,889,321	730,991,120	-435,454,014	2,667,525,249

実在内部留保 (J) (金額)					
区分	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
1	409	15,996,548	86,799,557	-146,491,928	4,907,798,106
2	228	190,865,970	277,324,941	-157,983,640	1,987,029,683
3	228	297,314,595	495,602,593	-435,454,014	2,667,525,249
合計	865	252,485,576	397,810,024	-435,454,014	4,907,798,106
5	143	229,823,156	809,431,223	-856,464,340	8,499,454,079
6	89	127,439,334	458,222,650	-1,477,735,389	1,929,795,607
7	43	322,256,682	1,020,166,913	-1,719,407,145	3,589,938,657
合計	275	211,141,114	755,582,702	-1,719,407,145	8,499,454,079
11	103	8,381,209	36,111,992	-216,576,667	101,708,205
12	102	15,660,693	58,714,693	-288,134,291	274,636,604
13	102	19,355,608	45,683,601	-180,593,947	207,844,915
14	102	20,663,343	153,267,725	-628,110,475	679,111,161
21	57	8,341,432	18,497,227	-83,429,214	54,102,231
22	57	27,697,640	26,787,749	-34,418,795	90,440,169
23	57	62,053,216	69,441,081	-22,872,246	358,596,792
24	57	70,767,546	219,252,223	-774,488,558	1,126,639,147
31	57	33,204,176	61,567,078	-59,667,382	293,028,720
32	57	104,229,373	256,740,532	-66,242,300	1,891,868,841
33	57	76,296,513	154,202,727	-209,450,189	773,686,395
34	57	241,168,475	376,399,376	-615,773,476	1,378,502,689

活用可能な財産 (A) (金額)					
区分	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
1	409	262,905,030	394,021,408	-444,162,215	4,907,798,106
2	228	195,098,146	279,253,960	-157,983,640	1,987,029,683
3	228	321,813,482	495,329,850	-435,454,014	2,667,525,249
合計	865	260,559,547	400,484,123	-444,162,215	4,907,798,106
5	143	1,095,796,416	1,507,983,303	-336,673,321	8,775,394,971
6	89	1,251,183,751	1,619,498,343	-292,777,874	10,301,607,280
7	43	2,660,604,097	2,728,486,593	-32,200,186	11,296,699,154
合計	275	1,390,764,427	1,861,933,302	-336,673,321	11,296,699,154
11	103	73,665,680	76,411,285	-72,163,788	406,194,249
12	102	152,258,261	103,206,466	-57,949,621	533,080,005
13	102	211,942,567	151,585,216	-146,491,928	649,037,568
14	102	615,608,900	640,698,666	-444,162,215	4,907,798,106
21	57	23,628,289	38,783,497	-157,983,640	140,020,935
22	57	77,019,915	54,446,037	-20,312,296	237,794,601
23	57	193,382,322	163,359,169	1,610,556	647,946,370
24	57	486,362,060	393,043,305	14,647,204	1,987,029,683
31	57	61,664,422	106,795,078	-103,557,420	455,621,690
32	57	255,650,763	276,988,191	-141,740,143	1,897,767,485
33	57	207,398,829	314,502,378	-319,638,077	1,247,371,939
34	57	762,539,913	723,281,771	-435,454,014	2,667,525,249

社会福祉充実財産 (Z) (金額)					
区分	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
1	409	-35,219,171	84,727,669	-966,302,369	268,331,335
2	228	24,517,927	109,073,874	-583,161,152	1,084,922,495
3	228	51,038,703	270,257,490	-1,051,692,903	1,909,358,947
合計	865	3,262,741	164,705,687	-1,051,692,903	1,909,358,947
5	143	83,423,744	744,960,417	-1,337,701,053	6,955,978,427
6	89	-47,404,463	481,388,253	-1,843,569,400	1,125,406,417
7	43	15,204,199	1,131,253,504	-2,868,369,155	3,325,594,053
合計	275	30,415,922	749,446,058	-2,868,369,155	6,955,978,427
11	103	-11,967,032	21,335,380	-77,900,395	73,920,030
12	102	-15,109,573	48,364,176	-120,128,721	268,331,335
13	102	-34,732,617	46,023,016	-232,903,783	154,008,149
14	102	-79,295,423	145,466,645	-966,302,369	241,132,085
21	57	6,295,289	22,109,131	-81,118,269	107,205,711
22	57	17,467,762	30,632,373	-56,532,000	86,843,651
23	57	43,710,342	74,211,234	-75,551,054	361,903,867
24	57	30,598,316	201,221,712	-583,161,152	1,084,922,495
31	57	10,789,831	64,936,046	-126,938,008	264,898,003
32	57	56,301,059	277,857,538	-468,803,647	1,909,358,947
33	57	9,493,544	180,207,681	-392,010,625	770,058,199
34	57	127,570,378	415,664,944	-1,051,692,903	1,284,223,278

